

第1 趣旨

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）中央畜産研修施設において農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が開催する中央畜産技術研修会を活用し、畜産技術の普及・向上を図ることを目的として、当該研修会の運営に支障のない範囲で、各講座の全部又は一部を聴講させることとし、その資格要件及び聴講手続き等について以下のとおり定める。

第2 聴講者の要件

聴講対象者は、中央畜産技術研修会の各講座において一部の講義の受講を希望する者、又は、畜産局長が定める中央畜産技術研修会受講対象者以外の者であって、センター企画調整課技術協力室長（以下「技術協力室長」という。）が適当と認める者とする。

第3 聴講申請手続き等

1. センターは、ホームページに中央畜産技術研修会の聴講に関する情報を掲載する。
2. 聴講を希望する者は、「中央畜産技術研修会聴講申請書（別紙様式1）」を作成し、各講座の聴講申込期限までに技術協力室長あて提出するものとする。
3. 技術協力室長は、原則、各講座の開始1週間前までに聴講受け入れの可否を決定し、申請者に通知をすると同時に、畜産局総務課担当官あて報告するものとする。
4. 3により聴講許可の通知を受けた者が業務上の都合等により聴講出来なくなったときは、「中央畜産技術研修会受講辞退届（別紙様式3）」により届け出るものとする。

第4 聴講者の決定

聴講希望者が聴講可能数を越えた場合は、抽選で聴講者を決定する。

第5 聴講証明書の交付

技術協力室長は、各講座の講義の全部又は一部の聴講を修了した者に対し、「中央畜産技術研修会聴講証明の依頼について（別紙様式4）」の提出があった場合には、「聴講証明書」を交付する。